

民間建築物の吹付けアスベスト除去工事等を支援します。

多数の人が利用する民間建築物で、露出して施工されている吹付けアスベストの含有調査や除去等工事を行う場合、施行者にその費用の一部を補助する制度を平成18年8月18日から開始します。

【制度名】

横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度

（目的）

民間建築物で天井や壁等に露出して吹き付けられているアスベストの飛散による健康被害を予防し、市民の安全・安心を確保することを目的としています。

（補助対象となる建築物と対象部分）

多数の人が利用する民間建築物（店舗、事務所、駐車場など）で、露出して吹付けアスベストが施工されている部分（空調機械室などを含み、共同住宅は共用部分に限る）

（補助申請手続き）

※ 施行者は、建築物の所有者、共同住宅の管理組合などです。

事前相談（施行者→横浜市）

- ・補助対象内容の確認を行う。
- ・配置図、平面図、現況写真等を添付
- ・除去等の場合はアスベストであることを証する書類（調査報告書等）を添付

補助金交付申請書（施行者→横浜市）

補助金交付決定通知（横浜市→施行者）

施工業者等と契約
含有調査又は除去等の実施

完了実績報告（施行者→横浜市）

完了検査（横浜市）

補助金額確定通知（横浜市→施行者）

補助金請求（施行者→横浜市）

補助金交付（横浜市→施行者）

（補助対象事業と補助金額）

○ アスベスト含有調査

- ・露出して施工されている吹付け建材について行うアスベスト含有の調査
- ・調査に要する費用の **2/3 以内の額**。ただし **10万円を限度** とします。

○ アスベスト除去等

- ・吹付けアスベストの除去又は封じ込め
- ・除去等に要する費用の **2/3 以内の額**。ただし、**300万円を限度** とします。

※ **除去**：全部除去して、非アスベスト建材に代替える方法

※ **封じ込め**：①表面に固化剤を吹き付けて塗膜を形成する方法②内部に固化剤を浸透させ結合力を強化する方法

（その他）

- ・アスベスト除去等に関する他の補助を受けているものは対象外です。
- ・除却を予定している建築物は対象外です。
- ・補助申請は「敷地」単位で1事業1回とします。
- ・アスベスト除去等を実施するときは、関係法令による事前の届出や処分についても届出が必要な場合があります。担当部署に確認してください。
- ・その他関係法令の遵守も必要です。

相談・申請窓口

○ まちづくり調整局 指導部 建築企画課 建築防災担当（横浜市役所5階）

電話045（671）2928 FAX045（681）1654

横浜市ホームページ <http://www.city.yokohama.jp/me/machi/guid/index.html>